

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 2 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「20 年 2 月 7 日付け異議申立事業（〇〇川管理道の河川損壊箇所補修工事損害賠償、損害査定等の事業）について土木部長として指揮監督された文書（決裁文書等）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「〇〇川管理道の河川損壊箇所補修工事損害賠償、損害査定等の事業において土木部長として指揮監督された文書（決裁文書等）」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 2 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 2 月 22 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

本件処分は、河川法、地方公務員法並びに広島県行政組織規則、文書取扱規則等に違反し、請願法、民法、刑事訴訟法に基づく手続を怠っている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 〇〇市〇〇町の〇〇川河川管理道は、尾三地域事務所建設局をして県知事（実質土木部長）が管理している施設であり、補修工事を必要とする損壊があれば、その損害の査定（加害行為のある場合）、補修工事のための諸手続が必要であることは、論をまたない。

それらの事務は、文書によって、損害については、損害状況報告書の型で、補修工事については、工事設計書、入札、工事契約、工事の進行状況、完成検査、工事費支払等は公文書によって決裁される。これらは、すべて県知事の行為であり、決裁は委任等によって各級管理者によってなされるが、それらはあくまで県知事の責任においてなされる公の意志決定であり公文書として処理される。口頭でなされる事はあり得ない。このことは、行政法上の基本原則であり、土木部長は口頭で指示したとのことであるが理解に苦しむ。

現地事務所による決裁で、損害状況報告、補修工事の諸手続がなされてもそ

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 3	・ 諮問を受けた。
20. 3. 6	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 5. 7	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 5. 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 5. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 6. 18	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授